

## 住宅の応急修理制度の修理部位の合否

優先度	大 部 位	部 位	対 象	備 考
高  低	構造	屋根	○	
		外壁	○	
		柱・梁	○	
		床	○	
		基礎	○	
	開口部	玄関ドア	○	カギ含む
		サッシ	○	ガラス含む
	設備(電気)	電気配線	○	コンセント類を含む
	" (ガス)	ガス管	○	
		ガスコンロ	×	ビルトインガスコンロは対象
	" (水道)	水道管	○	
		蛇口	○	
		流し台	○	コンロ台を含む
	" (排水)	排水管	○	
		トイレ器具	○	洗浄便座(暖房便座含む)は対象外
		浄化槽	○	プロアポンプ含む
	" (給湯)	給湯管	○	
		風呂浴槽	○	
		給湯器(灯油タンクを含む。)	△	風呂に供給する給湯器は対象 台所、洗面所のための供給は対象外
		洗面台	×	台所の流し台で代用できるため
	" (空調)	換気扇	○	
		エアコン	×	家電製品扱いで対象外
	仕上げ	壁クロス	×	被害を受けた壁の修理が伴う場合は対象
		間仕切り壁	×	
畳		×	被害を受けた床の修理が必要である場合、1戸当り6畳まで対象にすることができる	
障子・襖		×		

\* 直接、台風19号の災害により損傷を受けた部分の修理であること。

\* 華美でないこと。

\* 清掃、消毒は対象になりません。(床下の泥の除去等)

\* 家電製品、家具は対象外。

# 住宅の応急修理にかかる工事例

## 1 典型的な応急修理の工事例

- ① 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- ② 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- ③ 破損した柱梁等の構造部材の取替
- ④ 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。）
- ⑤ 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする）
- ⑥ 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- ⑦ 壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む）
- ⑧ 壊れた給排気設備の取替
- ⑨ 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- ⑩ 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- ⑪ 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）

## 2 応急修理の基本的考え方

- ① 令和元年台風第19号の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。  
（例）○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）  
○壊れた便器の取り替え（×洗浄機能等の付帯したものは不可）  
○割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）  
×壊れていない便器の取り替え  
×古くなった壁紙の貼り替え  
×古くなった屋根葺き材の取り替え
- ② 内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。
  - ・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合は、日常生活に必要欠くことのできない部分の破損個所である場合にのみ対象とする。（該当になる場合は、畳の交換は1戸あたり6畳まで）
  - ・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。（例）×壊れた石膏ボードのみの取り替え  
×畳や壁紙のみの補修
- ③ 修理の方法は代替措置でも可とする。  
（例）○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- ④ 家電製品は対象外である。